

2016 年度  
体育史学会 第 5 回学会大会

プログラム・発表抄録集

一橋大学国立キャンパスの東キャンパス「第 3 研究館」

2016 年 5 月 14 日（土）～15 日（日）



# 2016 年度 体育史学会 第 5 回学会大会

## 開催要項

### 日 時

2016 年 5 月 14 日（土）、15 日（日）

### 会 場

一橋大学国立キャンパスの

東キャンパス「第 3 研究館」

〒186-8601 東京都国立市中 2-1

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/campus/campus/> ←「38」の建物です。

★ 体育史学会ウェブサイトの案内にもリンクを張りましたので、こちらもご参照ください。

### 交 通

- ・ JR 中央線「国立駅」より徒歩 10 分
- ・ JR 南武線「谷保駅」より徒歩 20 分、  
または「国立駅行」バスで約 6 分  
「一橋大学」下車

### 参加費

会員：無料、学生：無料

非会員：1,000 円

### 日 程

1 日目：5 月 14 日（土）14:00～17:45

一般研究発表、研究方法セミナー、終了後に情報交換会（18:15～）

2 日目：5 月 15 日（日）9:00～12:10

一般研究発表、総会

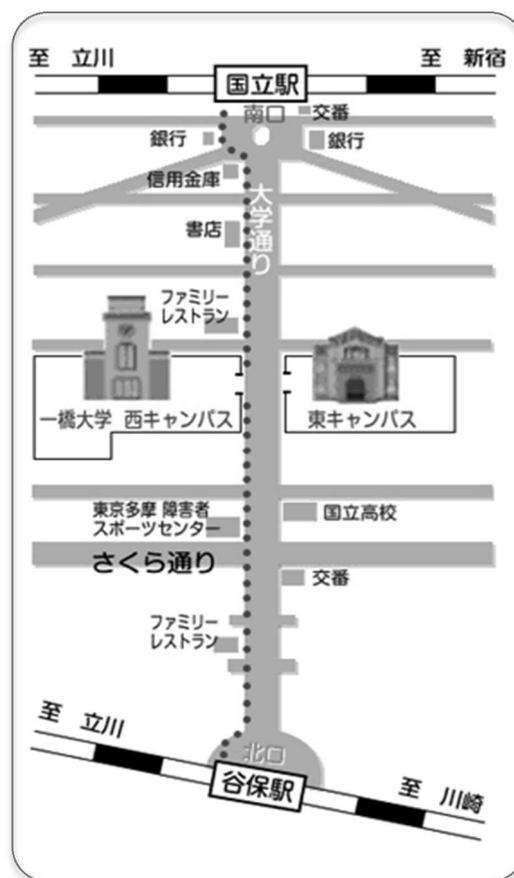
※ 一般発表は計 35 分（発表 25 分、質疑 10 分）

### 情報交換会

マーキュリーホール（学会会場から徒歩 3 分）

- ・ 一橋大学国立キャンパスの東キャンパス「マーキュリータワー」7 階
- ・ 会費：非学生 5,000 円 学生 2,000 円

### 駅からのアクセス



# 2016年度体育史学会 第5回大会日程

第1日 5月14日 (土)

受付 13:30より

## ■ 〈一般発表〉

14:00～14:35

○ 崎田 嘉寛 (広島国際大学)

三橋喜久雄の公職追放を巡る一考察

座長：大熊廣明 (筑波大学名誉教授)

14:35～15:10

○ 藤田大誠 (國學院大學人間開発学部健康体育学科)

「明治神宮体育大会」再考

座長：都筑真 (日本女子体育大学)

15:10～15:20 休憩 (10分)

15:20～15:55

○ 木下 秀明 (元日本大学)

陸軍戸山学校長賀陽宮恒憲王カヤノミヤの学徒視閲について

座長：大久保英哲 (金沢星稷大学)

15:55～16:30

○ 富田幸祐 (一橋大学大学院)

第4回アジア競技大会台湾・イスラエル参加拒否問題をめぐる日本の動向

座長：鈴木明哲 (東京学芸大学)

16:30～16:40 休憩 (10分)

## ■ 〈研究方法セミナー〉

16:40～17:40

○ 寶學淳郎 (金沢大学)

私の東ドイツスポーツ史研究

司会：秋元忍 (神戸大学)

☆ 情報交換会 ☆

18:15～20:30

第2日 5月15日（日）

■ 〈一般研究発表〉

9:00～9:35

○ 鈴木楓太（早稲田大学）

戦時期の体育・スポーツと人口政策

— 厚生省による対象者の区分と奨励種目に着目して —

座長：佐々木浩雄（龍谷大学）

9:35～10:10

○ 新井 博（びわこ成蹊スポーツ大学）

大正末から昭和初めのスキー競技会におけるアルペン競技について

座長：坂上康博（一橋大学）

10:10～10:20 休憩（10分）

10:20～10:55

○ 黒須 朱莉（びわこ成蹊スポーツ大学）

1980年モスクワオリンピックをめぐる国歌国旗廃止案

座長：來田亨子（中京大学）

10:55～11:10 休憩（15分）

■ 〈総会〉

11:10～12:10

□ 会場責任者：坂上康博 会員（一橋大学）

## 私の東ドイツスポーツ史研究

寶學淳郎（金沢大学）

### I. 政策史的側面からの東ドイツスポーツ研究の開始

私が筑波大学体育史研究室で東ドイツスポーツ史研究を始めたのは、1989年春のことであった。戦後のドイツは、東西冷戦の最前線に位置づけられ、片や自由と民主主義をスローガンに「西側への統合」を追求するドイツ連邦共和国（以下、1990年以前は西ドイツ、以後はドイツと表記）、片やソビエトを模範とする社会主義を目指す東ドイツが、ベルリンの壁を挟んで対峙するという事態が生み出された。しかし、壁の崩壊から1年足らず、1990年10月にドイツの再統一が実現することによって、この分裂状態も終わりを告げた。このような急激な変化は研究を始めたばかりの私を驚かせたが、お世話になっていた加藤元和先生からいただいた「なぜ、東ドイツスポーツをテーマとしたのか」「現代史研究は難しい」という言葉もその後長く心に残った。

国家崩壊後、東ドイツの歴史学は厳しい批判に晒された。官学としての東ドイツ史学は資料に基づく客観的な事象の解釈とその叙述から出発したのではなく、ドイツ社会主義統一党（以下、SEDと表記）の政治方針を勅命としてそれに適うべき解釈を義務づけられていたからである。1989-1990年の東ドイツは「現在」の崩壊（国家）と「過去」の崩壊（歴史学）という二重の崩壊に特徴づけられることになった。

再統一後のドイツでは、世界の注目を集めた東ドイツのスポーツについても、「失敗」「崩壊」という視点から国家的ドーピング、シュタージ、競技スポーツ偏重のスポーツ政策といったセンセーショナルな報道がなされた。その後、ドイツでは、「東ドイツのスポーツとは何であったのか」「東ドイツスポーツを近代ドイツスポーツ史にどのように位置づけるのか」を明確にするために、東ドイツスポーツ史の再構成が企図されてきた。東ドイツの歴史学に対する懐疑と同様、東ドイツ時代に書かれた教条主義的なスポーツ史叙述に対する懐疑があったからである。

東ドイツ崩壊直後のドーピング、シュタージといったセンセーショナルな報道などは私には少し行きすぎたものと感じられ、私は国家的には崩壊した東ドイツのスポーツについて、その評価以前にまずなすべきことは、東ドイツのスポーツとはどのようなものであり、どう移り変わってきたのかを綿密に検証することと考え、東ドイツのスポーツを政策的側面から研究し始めた。東ドイツの場合、SEDのスポーツにかかわる諸決議、国家的機関によるスポーツ関係法規、大衆団体であるスポーツ統括団体の方針など、スポーツに関係する諸規定（以下、スポーツ関係規定と表記）にスポーツ振興にかかわる理念や方策が示されているので、私はまずこれらを体系的に整理することにした。東ドイツにおけるスポーツ関係規定は、その数の多さと種類の多さ故に、同国のスポーツ政策の特徴の一つとされていたにもかかわらず、従来整理が試みられていないが、その時々々の東ドイツにおけるスポーツのあり方や方向性を示し、影響を与えたものとして重要と考えたのである。

### II. SED、国家的機関、大衆団体、州政府のスポーツ関係規定に関する研究

#### 1. SED、国家的機関のスポーツ関係規定に関する研究

私は、東ドイツにおいてSED、国家的機関によって出されたスポーツ関係規定をまず検討し始めた。それらについては、従来の研究では、主な規定があげられているものの、包括

的に取り扱った研究はみあたらず、概略的、部分的に論じられているにすぎなかったからである。最初の研究では、東ドイツの主な九つのスポーツ関係規定を取り上げ、それらの内容、特徴及びその移り変わりを時代的な背景とともに明らかにすることを課題とした。

## 2. ソビエト占領下ドイツ州政府によるスポーツ関係規定に関する研究

次に、ソビエト占領地区における州政府のスポーツ関係規定を検討した。ソビエト占領地区における戦後スポーツ改革に関する研究の多くは、占領下という特殊な状況やドイツ占領機構等を背景に、連合国管理理事会やソビエト軍政部によって出されたスポーツ関係規定を重視してきた。しかし、戦後の行政にはドイツ人も積極的に参加していたことから、私は、各州政府が出したスポーツ関係規定にも注目する必要があると考えたのである。

## 3. 大衆団体ドイツトゥルネン・スポーツ連合（以下、DTSB と表記）のスポーツ関係規定に関する研究

そして、設立当初から政治的色彩の強かったとされる東ドイツのスポーツ統括団体である DTSB の総会決議の具体的な内容、特徴、変容を明らかにし、また、総会決議と国家的なスポーツ関係規定との関係なども検討した。

## Ⅲ. 東ドイツスポーツの実態的側面に関する研究の模索

唐木國彦先生も述べるように、社会主義国家におけるスポーツの分析は、理念と現実との関係を明らかにする作業が欠かせないことは理解していたが、次へのステップには時間を要した。上述の作業をしながら試行錯誤していたが、東ドイツスポーツの実態に接近する資料や方法がわからなかったのである。次のことなどがその後の研究の契機となった。1. 再統一後のドイツにおける東ドイツスポーツ史研究の展開。2. わが国における東ドイツスポーツ史研究の展開。3. 山本徳郎先生からの提案。

## Ⅳ. 旧東ドイツスポーツ関係者の言説に関する研究

以上などを背景に、東ドイツスポーツの実態に接近するには「旧東ドイツスポーツ関係者が語る東ドイツスポーツ」を調べることも必要と考え、私は次に取り組むこととなった。

1. 旧東ドイツスポーツ関係者の自叙伝的著作の分析。2. 再統一後旧東ドイツスポーツ史家によって著されたスポーツ史書の分析。3. 旧東ドイツスポーツ関係者へのインタビュー調査。

## Ⅴ. ドイツ連邦公文書館における資料整備の進展とソビエト占領地区/東ドイツにおけるスポーツ関係規定の変遷に関する研究

東ドイツにおける重要なスポーツ関係規定と考えていたが、最初の論文を書く時点では不明であった「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」を2012年にドイツ連邦公文書館で発見するとともに、同公文書館における東ドイツスポーツ史関係資料の整備がかなり進んでいることを知った。

その頃、学位論文を執筆する必要が生じた。私は、「ソビエト占領地区/東ドイツにおけるスポーツ関係規定の変遷に関する研究」というテーマで執筆することとし、大久保英哲先生に指導をお願いした。

会場では、これらの研究で明らかになったこと、明らかにならなかったこと、今までに私が考えてきたことや経験してきたことなどを、具体的に話そうと考えている。

## 三橋喜久雄の公職追放を巡る一考察

崎田 嘉寛（広島国際大学）

## はじめに

三橋喜久雄（1888-1969）は、三橋体育研究所の創設者で在野の体操研究・実践家として特異な存在と活躍をした人物であり、戦前から戦後にかけて社会体育や学校体育に寄与した指導的人物である。しかし、戦前の三橋を対象とした研究は蓄積されているものの、戦後の動静については十分に検討されていない。とりわけ、三橋が公職追放と関わりがあったことに言及したものは、回想録を含め管見の限りない。そのため、戦中・戦後の三橋を明らかにしていく上で、公職追放を巡る基礎的事実の確認は重要な作業の一つである。

これまで、公職追放に関する制度や対象者の具体的分析は積み重ねられてきた。また、体育・スポーツ関係者に関しては、大日本武徳会を中心に進展している。ただし、大日本武徳会を除けば、体育・スポーツ関係者の公職追放に関する具体的検証は未開拓である。この理由は、資料的な制約である。そのため、公職追放の実質的行為者側の資料を中心として検討することが先決であろう。そこで、本研究の目的は、三橋喜久雄の公職追放を巡る基礎的な事実関係を GHQ/SCAP・GS 文書を中心として明らかにすることである。主たる資料は、“MITSUHASHI, Kikuo”, GS(B) 03337-03340（以下、『三橋文書』）である。なお、引用・参考文献・資料は、紙幅の都合上、発表当日に提示する。

## 1. 中央公職適否審査委員会による審査

三橋は敗戦後の体育・スポーツ界の再出発に取り組む一方で、1947年の第1回参院選での立候補の準備を進めていた。占領下において参院選の立候補資格を得るためには、閣令内務省令第1号（1947.1.4）の規定により、調査表を提出し、公職適否審査委員会の審査によって覚書該当者でないことを確認する必要がある。『官報』や各種新聞雑誌を確認する限り、三橋の立候補手続き、地元や関連団体への選挙協力は順調に進んでいる。

三橋の立候補資格審査は、中央公職適否審査委員会が担当している。調査表に基づいた審査結果は3月17日に「非該当」と判定され、一旦は『官報』（1947.4.7）に掲載されている。ただし、最終決定にはGHQ側の承認が必要であり、委員会は22日にGHQ側に承認を求めて審査結果を提出している。ところが、GHQ側が31日に提示した判定結果は、判定を不承認とする「該当」であった。該当理由は、閣令内務省令第1号で示された「大日本産業報国会」（以下、報国会）の「有力な活動をした理事」である。この結果、委員会による最終結果の公示（『官報』1947.4.22）が「非該当取消」に変更されている。

なぜ三橋の審査結果について異なる判断がなされたのか。一つは、「有力な活動をした理事」の解釈の相違である。委員会は三橋が理事の立場で実施したのは単なる体操指導だと判断したのに対して、GHQ側はどのような活動であろうと理事としての実活動があったという形式的事実を重視したため、両者の判断が異なると考えられる。この背景には、大政翼賛会（関連団体を含む）に対する認識の相違も影響しているようである。結果として、GHQ側は三橋をメモランダム・ケースに該当する事項として処理することになる。

## 2. 公職資格訴願審査委員会による再審査

三橋は、1947年4月8日付の通達で覚書該当者であることを確認し、14日付で勅令65号

(1947.3.3)に基づいて再審査を訴願する。訴願理由は、報国会の主目的達成のために理事を委嘱されたわけではないこと、無報酬かつ現職のまま理事の名目を与えられたこと、理事会等に参画していないこと、である。すなわち、有力な活動をした理事ではないという理由である。立証にあたって、柏原兵太郎、他 2 名の証明書を添付している。また、文部省と対抗関係にあり弾圧を受けたこと、在野自由の体育研究者であること、を主張している。

三橋の再審査を担当したのは公職資格訴願審査委員会である。委員会は、訴願書、調査表、弁明書、指定通知書に基づき、当初の審査を開始している。また、7月16日付で三橋に訴願資料の内容を書面で照会している。書類審査に続いて、10月22日に委員会は三橋を直接訪問している。ここで三橋は、理事となった経緯を報国会による配慮（社会的地位や年齢）と主張している。一方で委員会は、三橋が報国会の組織を利用して自身の体操を普及したかどうか、すなわち、理事という立場を活用したかどうかを追及している。

1回目の訪問以降、1948年1月9日付で、三橋は自身の経歴等に関する内容を書面で委員会に送付している。ここでは、審査対象ではない大政翼賛会中央協力会議議員、陸軍臨時嘱託等について、積極的な関与がなかったことを説明している。また、アメリカ等への留学経験から体育・スポーツの民主化を戦前から主張していたことを強調している。その後、30日に2回目の訪問に至る。訪問内容は『三橋文書』から確認することはできない。ただし、時期を同じくする野津謙と紅林武雄の証明書がある。野津の証明書は、職員のための体操指導を名目上の理事として実施したことを具体的に示すと同時に嘆願書のような体裁をなしている。一方、紅林の証明書は他の証明書と違い、文部省からの弾圧について実例を踏まえて詳述し、三橋が自由主義者であったことを力説している。

委員会による審査結果は覚書該当者の指定解除であったが、GHQ側は直ちに承認せず、政府からの要請を経て1948年5月20日に承認している。その後、三橋は大学講師に就任し、自身の体育研究所での活動も再開している。さらに、第2回参院選への立候補の準備を進めていたが、1950年5月1日に立候補を断念している。一方で、8月18日にメモランダム・ケースは訴願審査委員会の審査権限外であるとして、三橋は再び該当者として新聞紙面に名前が掲載されている。ただし、実際に再指定されたのかは不明である。

## まとめにかえて

本研究では、三橋喜久雄の公職追放を巡る基礎的な事実関係をGHQ/SCAP・GS文書を中心として解明できたと考える。具体的には、三橋が公職適否審査を受けるに至った経緯とその結果、再審査の過程とその結果およびこの間の三橋の主張を明らかにした。要点のみ示すと、次の通りである。①三橋は自ら公職適否審査を受け、三橋にとっての公職とは国会議員を意味していた。②当初の審査結果は非該当であったが、GHQ側の承認を得られなかったために、最終結果が覚書該当者に修正された。③GHQ側は三橋の件をメモランダム・ケースとして処理した。④再審査において、三橋は報国会の有力な活動をした理事ではないことを立証するために、証明書5通、訪問2回、書面説明など、積極的に取り組んだ。⑤三橋の主張は、理事就任が報国会による配慮であったこと、無報酬で枢機に参画していないこと、組織を活用する意図のない単なる体操指導であったこと、であった。また、文部省から弾圧を受け続けたことを強調し、戦前から自由主義者であったことを主張した。⑥三橋の主張は、日本側の両委員会からは一貫して認められていたが、GHQ側の承認を得るのにおよそ1年1カ月以上かかった。

## 「明治神宮体育大会」再考

藤田大誠（國學院大學人間開発学部健康体育学科）

昭和17年（1942）、厚生省体育官の加藤橋夫は「明治神宮国民錬成大会の沿革」について、「大会の経て来た跡を顧みるならば、それは当に、我国体育の進歩発達をみることが出来る。それ程この大会は常に、その時その時の体育界の思潮を反映して居た」と記した（『公園緑地』第6巻第10号）。かくの如く、大正13年（1924）から昭和18年（1943）の間、明治神宮外苑の体育・スポーツ施設を主会場として開催された日本初の国民的・総合的・全国的な運動競技（スポーツ）大会で、戦後の「国民体育大会」の前提でもある「明治神宮競技（体育・国民体育・国民錬成）大会」（以下、最も長期に亙る名称「明治神宮体育大会」と表記）は、常に近代日本社会や体育・スポーツ観の変遷を映し出す「鏡」であった。本発表は、この「明治神宮体育大会」の歴史的意義について、近代日本体育史と近代神道史を架橋する学際的アプローチから再考する試みである。

研究史を振り返ると、入江克己『昭和スポーツ史論—明治神宮競技大会と国民精神総動員運動—』（不昧堂出版、平成3年）は、詳細な研究ではあるが、「スポーツの普及、発達どころか、国民を戦争に動員し、破滅に追い込んだ悪しきスポーツの典型」という記述など、予断の入り混じった一面的な論旨に終始していることが難点であった。しかしその後、太田順康・長瀬聡子「明治神宮体育大会に関する研究—明治神宮体育大会と昭和初期のスポーツについて—」（『大阪教育大学紀要 第IV部門』第51巻第2号、平成15年）や川端昭夫・木村吉次「明治神宮体育大会の集団体操に関する一考察—集団体操演技評価の視点を中心に—」（『東海保健体育科学』第26号、平成16年）などは、極力かかる予断を排した上で、同大会が日本スポーツ界の発展に寄与したという肯定的評価をも含め、その光と影の両面から再考しようと努めている。また近年、高嶋航『帝国日本とスポーツ』（塙書房、平成24年）は、同大会創設当時における陸海軍の消極的対応や、学生参加をめぐる内務省と文部省の権限争いを発端とする第三回大会以降の「明治神宮体育会」への大会開催権民間委譲という事実から、軍や政府の対応がこの大会を「国民の動員に利用するというにはほど遠かった」ことを論じ、「入江の見解は首肯しがたい」と批判している。

ただ、高嶋が指摘している如く、「なぜ一九二四年に明治神宮大会がはじまったのかといえば、その年に明治神宮外苑競技場が完成したから」であるにも拘らず、そもそも明治神宮の「外苑」造営における体育・スポーツ施設の建設経緯やその位置付けがどのようなものであったか、或いはその体育・スポーツ空間があくまでも神社に「附属」するものとして創出されたことの意味、さらには同大会の名称が、明治天皇・昭憲皇太后を祀る「明治神宮」を冠している意義については、必ずしも十分な関心が払われては来なかった。

そもそも、「官幣大社明治神宮」は、国家の既定路線によって造営した神社では無く、当初は政府（内務省）も想定さえしていなかった一つの〈事件〉であった。それは、明治天皇崩御後における東京市民を中心とする「国民」からの強い要請が実現した結果であるとともに、鎮座地選定（東京の代々木・青山）やその新しい神社空間の形態（内苑・外苑）も含め、造営事業に携わった官民による最前線の「知」が結集された〈帝都東京〉の新た

な「公共空間」であった（藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宜子編『明治神宮以前・以後—近代神社をめぐる環境形成の構造転換—』鹿島出版会、平成27年）。

かかる明治神宮の「外苑」に当初構想外であった競技場をはじめとする体育・スポーツ施設が建設されることとなった。その最大の牽引車は、「講道館柔道」の創始者で東洋初の国際オリンピック委員会委員、大日本体育協会初代会長の嘉納治五郎である。彼を中心とした当時の日本における運動競技界における指導的立場の人々は、「明治神宮奉賛会」（大正4年〔1915〕設立の民間組織）に対してロビー活動を繰り返し、その陳情に対峙した受け入れ側の明治神宮奉賛会副会長兼理事長・阪谷芳郎が自ら、神社の「馬場」を介して内発的（日本の伝統文化的文脈）・外発的（国際スポーツ的文脈）両面の競技場構想に接続面を見出したことで、競技場の導入が決定した（拙稿「明治神宮外苑造営における体育・スポーツ施設構想—「明治神宮体育大会」研究序説—」『國學院大學人間開発学研究』第4号、平成25年、同「神宮外苑になぜ競技場が造られたのか」『春秋』554、平成25年）。

嘉納は、すでに大正4年頃から、国際オリンピックの日本開催を視野に入れた外苑競技場構想と密接不可分なものとして、古代ギリシャのオリンピア祭典競技（神前スポーツ）に源流を持つ国際オリンピックの日本国内版である「明治神宮競技大会」の原型となる構想（各競技種目を一同に会した総合的全国競技大会）を保持していた。そして、かかる「神前における国民的運動競技大会」という発想を底流としつつ、実際には、先行して自発的に全国大会化を図ろうとした「青年団競技」の動向を踏まえ、内務省衛生局の官僚主導で青年団と内務省の構想を合流させることによって、急速に「明治神宮競技大会」は具体化された。当時の内務省衛生局では、「技術官僚」で欧米留学経験もある氏原佐蔵内務技師によって、内務省における積極的な国民保健・運動競技政策の基盤となる理論が準備され、さらにその施策を実施する「事務官僚」として、社家出身でスポーツマンでもあった湯澤三千男内務書記官、さらには内務省神社局長から転じた山田準次郎衛生局長という有能な人材が存在していたことも、「明治神宮競技大会」実現のためには重要であったのである（拙稿「明治神宮競技大会創設と神宮球場建設に関する一考察—内務省衛生局と学生野球界の動向を中心に—」『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第9号、平成27年）。

しかし、同大会はすんなりと発展の道を進むことは出来なかった。早くも第三回大会直前には、あろうことか政府の一官省である文部省の挑戦を受け、主催組織を含めた運営体制の抜本的変更を迫られる。元来、内務省の「社会体育」的方向性は、「学校体育」を所管する文部省の方針と全く相容れないというものでは無かったが、現実には主に「学生競技者」と「運動競技」の所管をめぐる「神宮競技問題」という深刻な軋轢に発展した（坂上康博『権力装置としてのスポーツ—帝国日本の国家戦略—』講談社、平成10年、拙稿「「神宮競技問題」の推移と「明治神宮体育大会」の成立」『國學院大學人間開発学研究』第6号、平成27年）。結局、この問題の帰結としての民間組織・明治神宮体育会主催「明治神宮体育大会」の成立は、「官」（文部省）の妨害と「民」（民間運動競技者の連合体である明治神宮体育会）による恢復・再生によるものであり、主催の「民営化」こそ齎したものの、内務省による「運動競技」奨励という性格を劇的に変更するものでは無かった。かかる到底「一枚岩」とはいえない当時の国家の実態からすれば、同大会を単なる官製大会の如く見做しその創設と展開におけるダイナミズムを軽視することは、この大会が齎した体育・スポーツ史における重大な歴史的意義を見逃してしまうことに繋がるのでは無いだろうか。

# 陸軍戸山学校長賀陽宮恒憲王の学徒視閲について

元日本大学 木下秀明

本発表は、日本大学法学部創設 130 周年記念事業で担当することになった「山岡萬之助と教育」中の戸山学校関係写真史料を解明した研究報告である。

## 1. 日本大学の視閲

故山岡日本大学総長が残した史料中には、戦時中の全学的集会に関する写真が多数含まれるが、注記がないため、集会名も時期も特定出来ないものが多い。

しかし、その一部 21 葉からは、日本大学の山岡総長と学生が、陸軍戸山学校大運動場において戸山学校長賀陽宮恒憲王少将に対して表敬の部隊敬礼を行い、校長による閲兵に相当する視閲を受けてから、同校の「助教」あるいは部隊から派遣された「学生」である下士官による銃剣術、体操、標的への手榴弾投擲の実演を見学し、最後に野外演奏場において軍楽隊演奏を鑑賞した模様が読み取れる。

これに該当する読売新聞（1943 年 2 月 18 日）記事は「賀陽宮殿下日大生を御視閲」の見出しで、昭和 18 年 2 月 17 日水曜日に日本大学各部科校 8000 名が山岡総長の引率で「歩武堂々」と戸山学校に至り、総長らが「謁を賜ったのち」、午後 2 時から「学生部隊」が賀陽宮の「御視閲」を受け、つづいて銃剣術、体操、教練を見学してから、軍楽隊の演奏で校歌、愛国行進曲、君が代を合唱して 4 時 40 分に解散したと伝える。

これに関する学校文書は、以下の通りである（原文縦書）。

二月十七日 一、日本大学々生約二千名 於本校大運動場  
校長宮殿下御視閲遊バサル

「陸軍戸山学校歴史 其三」

学校文書と読売新聞記事とでは、学生数が著しく相違するが、写真から推論すれば新聞の 8000 は明らかに誇大である。

## 2. 校長賀陽宮による視閲

賀陽宮の校長在任は 1942 年 3 月 2 日から 1943 年 2 月 28 日迄の 1 年間であった。

視閲は在任期間の終わりに近い 1942 年暮からの 2 ヶ月間に半日単位で集中的に 7 回実施された。最後は、日程の都合であろうが、1 日に 2 回、午前と午後を実施している。

[表. 賀陽宮の視閲一覧]

視 閲 日	学 校 名 (学生数：文書/読売)	文書	読売新聞 (掲載日)
1) 1942年12月12日	東京帝国大学 (— /7000)	見学	視閲 (12月11,13日)
2) 1943年1月11日	明治大学 (— /—)	視閲	—
3) 1943年1月23日	慶應大学、藤原工大 /9000		視閲 (1月24日)
	)	視閲	
4) 1943年1月25日	慶應大学 (— /—)	視閲	視閲 (1月26日)
5) 1943年2月17日	早稲田大学 (— /8000)	視閲	視閲 (2月18日)
6) 1943年2月18日午前	日本大学 (2000/8000)	視閲	視閲 (2月19日)
7) 同 日 午後	法政・駒沢・立教・慈恵医 (3000/—)	視閲	視閲 (2月19日)
	国学院・中央・日医・青学 (3000/—)		

なお、最初に実施された東京帝大の場合は、学校文書には「見学」とあるにもかかわらず、前日の予報と翌日の報告とを記事にした読売新聞の場合は「視閲」としている。

### 3. 最初の東京帝国大学の場合

読売新聞によれば、当日の授業は午前11時で打ち切れ、全学生が制服制帽に巻脚絆で集合し、学部長と教職員も同行して、配属将校森本大佐（駐太郎、元戸山学校教官）の指揮で校長賀陽宮から「初めて」の「見学をお許し」戴いた戸山学校へ行進し、午後2時から「学徒七千の分列式」を実施して校長賀陽宮の「御視閲」を受けた後、射撃と銃剣術を体験してから軍楽隊の演奏を鑑賞し、4時半に解散する予定であって、「全学あげて」の見学と賀陽宮の前での分列行進とは「全く前例のないこと」であった。視閲の写真の見出しには「賀陽宮殿下御挙手の礼を賜ふ：感激の東大生」とあり、「式終了後」は賀陽宮が学生と一緒に「戸山学校生徒の射撃演習を御覧」になったと報じている。

読売新聞は第一義を前例のない「視閲」という礼式に置き、学校文書は「見学」に置いたのである。

学徒の見学は、他にもある。そこで、学徒の見学に注目する。

### 4. 学徒の見学

1918年から1943年までの記録である「陸軍戸山学校歴史：其三」には、軍部外からの見学等が記録されている。しかし、その「凡例」に見学等に関する条項はないから、見学等の記録漏れが無いとは言えない。

1918年から1943年までの「見学」「来校」記録は外国武官がほとんど全てであるが、賀陽宮校長在任の1942年だけ、6月17日（東京女子医専、女高師、東京女子体操音楽学校、二階堂女体専か3校）、6月20日（昭和1商、海城中）、6月22日（高島屋、松屋産業団）、6月29日（日本家政学院）、7月13日（文理大、高師）と、「見学」が1ヶ月間に5回が集中し、遅れて12月になると、2日に複数の宮家在学中の女子学習院、12日に東京帝大の「見学」が記録される。

この学徒等の見学が画期的だったことは、『陸軍戸山学校略史』（1969年、p.90）の1942年についての記述「軍部外の諸学校、実業団等の本校見学頻繁」から知られよう。

しかし、「見学」の記録は1942年だけで、翌1943年に入ると、校長賀陽宮による「御視閲」が1ヶ月間に6回記録されるが、賀陽宮の離任以降は「見学」もなくなる。

なお、賀陽宮は、9月21日に国士館、22日に高等体育学校、日体専を「視察」した。

### 5. 学徒の見学から視閲への考察

前例のない部外者である学徒等の「見学」は、時間的にみて、賀陽宮が対米英開戦後の最初の定期異動で校長に就任してからの立案であろう。その意図は学徒への一層の軍事啓蒙であろうが、とくに体育系教員養成校を意識していたと考えられる。

見学できなかった体育系教員養成校に対する賀陽宮による「視察」は、「見学」とは異なる天皇中心国家の軍事啓蒙として効果的であった。

「視閲」は、1943年10月学徒徴兵猶予停止（学徒出陣）へとつながる1943年1月の中等学校・高専・大学予科の修業年限1年短縮を見据えた企画で、「見学」に宮家による「視察」の効果を用いたものである。

## 第4回アジア競技大会台湾・イスラエル参加拒否問題をめぐる日本の動向

富田幸祐（一橋大学大学院）

### 1. はじめに

1962年8月、インドネシアの首都ジャカルタで第4回アジア競技大会（以下ジャカルタ大会）が開催された。このジャカルタ大会で日本代表選手団は金メダル74個、銀メダル57個、銅メダル24個の計155個のメダルを獲得し、メダル獲得数2位のインドネシアに3倍の差を付け2年後に自国開催となる東京オリンピックが控える中で、順調に選手強化が進んでいることを数字で示したのである。一方でこのジャカルタ大会では、台湾とイスラエルの参加を主催国インドネシアが拒否し、参加の招待状（入国許可証）を送付せずこの2カ国を排除するという問題が発生した。この問題が明るみになるとアジア競技連盟理事であるG.H.ソンドイはジャカルタ大会のアジア競技連盟公認の剥奪を主張、また国際陸上競技連盟や国際ウエイトリフティング連盟も競技を中止するように通告し、大会主催国であるインドネシアの行動に対して批判が飛び出した。ジャカルタ大会におけるこの問題は、オリンピック開催を2年後に控える日本に対して参加選手団の引き揚げか、参加続行か、を迫ることになる。

発表では、このジャカルタ大会における台湾・イスラエル参加問題に関する日本の動向について報告を行う。すなわち日本はこの問題に対しどのように対応したのか、引揚げと参加続行を巡ってどのような議論が行われていたのか、また新聞などではこの問題に対する日本の対応はどのように報じ／論じられていたのか、といった点について明らかにする。

### 2. インドネシアでのアジア大会開催

アジア・太平洋戦争での日本の敗戦後、インドネシアは世界の植民地の先陣を切っていち早く独立を宣言する。だがその後はオランダとの独立戦争や国内における権力争いが続き、「建国の父」と言われ独立運動の中心的人物であったインドネシア共和国初代大統領スカルノも政治の表舞台から後退するなど、情勢は内にも外にも不安定であった。そのような中で1955年4月に開催されたバンドン会議は、スカルノに契機をもたらした。この国際会議開催の成功によって、スカルノは「第三世界」指導者の一員として対外的な名声を手に入れるとともに、国内においては再び指導力を発揮できる状況を作り出していく。「指導された民主主義」ともいわれるスカルノによる権力掌握は、民族主義、宗教、共産主義などの相対する政治的見解を超えた結束を図るものであった（NASAKOM ナサコム体制）が実質的にはスカルノの独裁体制であった。1961年末になると、インドネシア共和国から分離されオランダ統治下であった西イリアンの独立をオランダが表明したことを受け、スカルノは西イリアン奪還を主張し紛争に突入する。こうした状況下で、インドネシアは第4回アジア競技大会の開催地として立候補する。

1958年5月に第3回アジア大会が東京開催された。開会式直前に開催されたアジア競技連盟評議員会において、次回大会のジャカルタ開催が決定する。インドネシアはジャカルタ大会成功のために、ソ連からの支援を受けてジャカルタ市郊外に新たな競技場とその他のスポーツ施設の建設に着手する。だがその後しばらくはジャカルタ大会に関する進捗状況

は一切インドネシアから外部に対して連絡がなく、日本に届く情報に限って言えば工事の遅れや建設中の競技場での大火事、イスラエルの参加拒否をイラクがインドネシアに申し入れたことなど、ジャカルタ大会開催が本当に実現可能なか不安材料となるものばかりであった。1961年12月、インドネシアはジャカルタ大会が予定通り開催できることを声明し、1962年2月になると順次招待状が参加各国に送付されはじめた。日本においてはスカルノの招待を受けた日本人記者団による現地視察、日本体育協会関係者の現地視察が行われ、日本にも招待状が送付されてきたのでジャカルタ大会開催の見通しが立ち、代表団の選出や予算の獲得などの派遣準備に取り掛かった。

### 3. ジャカルタ大会台湾イスラエル参加拒否問題の経過

ジャカルタ大会の招待状が参加各国に順次送付されている中、台湾ならびにイスラエルに送付されてきた招待状は全て白紙のもので入国許可証の体裁をなしていないことが明らかとなった。台湾とイスラエルは正式な招待状の送付をインドネシアに要求するも、インドネシアから正式な招待状が送付されてくることはなかった。台湾ではジャカルタ大会の中止とインドネシアのIOCからの除名を要求する声明を発表し、イスラエルもIOCに対してジャカルタ大会を不成立とさせるように要求した。アジア競技連盟（以下AGF）もインドネシア政府に両国への招待状送付を要求するも、インドネシア政府は拒否してしまう。AGFではジャカルタ大会の中止や、AGF公認大会と認めず「第4回アジア競技大会」という名称を剥奪し変更するべきといった意見も出るが、有効な解決方法を導き出すことが出来ず、時間切れによってジャカルタ大会はなし崩し的に開催され、台湾とイスラエルはともにジャカルタ大会には参加することができなかつたのである。AGF以外にも、国際陸上連盟と国際ウエイトリフティング連盟は、参加国役員選手にジャカルタ大会への出場を取りやめるように警告を出す。その結果、陸上では韓国選手団が出場辞退するが競技自体はとりおこなわれ、またウエイトリフティングでは競技自体が中止となった。ただその他の競技種目に関しては支障なく行われた。インドネシアの処分を巡っては、その後のAGFや国際陸連、そしてIOC等でこの問題は討議され、インドネシアオリンピック委員会は資格停止となり国際試合への参加禁止処分を受ける事になる。その後、この問題は、IOCとは別個の国際大会である新興国競技大会（GANEF）の開催と東京オリンピックへのインドネシアの参加禁止処分へと連なり、火種としてくすぶり続けることになるのである。

### 4. まとめにかえて

アジア・太平洋戦争終了後、インドネシアは独立戦争や東西冷戦、国内における権力争いといった諸々の事情を抱え込みながら戦後を歩んでいた。これら複層的に絡んだ要因の一つの表れがジャカルタ大会における台湾イスラエル参加拒否問題であった。ではこの問題に対して、大会参加国であり東京オリンピックを控えていた日本はどのような立ち振る舞いをしていたのであろうか。当日は日本の動向を中心に報告をする。

※引用史料、参考文献に関しては当日の配布資料に記載する。

鈴木楓太（早稲田大学）

## 1. 問題の所在と本報告の課題

近年、戦時期の体育・スポーツの状況を解明することを目的とした研究が蓄積されている。これらの研究は、ファシズム下の軍国主義的体育の時代にスポーツが弾圧されたという定説的な解釈では十分に説明できないような多様な側面を明らかにしつつある。こうしたなかで、スポーツが弾圧されて国防競技や戦技訓練一色に染まっていくという従来の説明が主に男子学徒の状況に依拠しており、人口の殆どを占めるその他の人びとの状況は、政策と実態の両方のレベルにおいて男子学徒とは異なっていたことが指摘されている。これらの研究に刺激を受けつつ、本報告では、戦時期の体育行政を担った厚生省の政策における対象者毎の指導方針の相違とその変遷を明らかにする。さらに、戦時人口政策との関係に焦点をあてることで、男子学徒の状況をも含めて統一的に説明できることを示す。

## 2. 「人的資源」の資質向上

「社会体育」や「民衆体育」が政策的課題となった1920年代以降、幅広い層の国民を対象とした体育の促進に関しては、その究極的な目的は国力の増強に置きつつ、対象者が置かれた諸条件の違いに応じた方法で、種目等を柔軟に選択して実施することが重視された。この時期の主な課題は、体育を学校に広げることであり、多様な人々の実情を考慮した実施方法が模索されていたといえる。

1930年代後半になると、こうした状況に変化が現れた。1936年に陸軍が「壮丁体位」低下問題を提起し、翌年には日中戦争が勃発、長期化するなかで、国民の体力向上に対する国家の要請が格段に強められたのである。ここでは、「国民体育」の目的が総力戦と植民地経営に動員する「人的資源」の増強であることが明確にされ、なかでも青少年層が中心的な対象として捉えられた。国民体力の管理向上や保健衛生の推進を目的として1938年1月に誕生した厚生省の政策は、こうした「人的資源」論を基盤としていた。国民を「人的資源」として捉え、その強化による産業と国防の進展を体育の目標とし、国民は国家が要求する水準に自らの体力を高める義務があるとしたのである。そこでは、学生中心の競技スポーツの拡大ではなく、日常生活のなかで実施できるような運動を通じて国民全体に体育を普及させるという方針がとられた。そしてこの方針に合致する、誰もが容易に実施できる運動として、体操、歩行、水泳等の基礎的な種目が「老若男女」に向けて奨励された。

一方で、最も重点が置かれたのが、兵力動員と労働力動員の直接の対象とされた青少年男性であったという点は一貫していた。例えば、国民体力法や体力章検定では実施開始年に明確な男女差があり、この傾向は戦争の長期化の中でさらに顕著になった。女性の体力問題に関してもその重要性が増しているという認識が示されたものの、政策レベルでは主に母子保健の拡充等の保健衛生的な施策に任せられていた。

## 3. 人口政策としての体育政策

1941年から1942年にかけては、人口政策確立要綱の策定、厚生省体力局を引き継いだ

人口局の設置、確立要綱を具体化した健民運動の提唱等を通じて、体育政策が人口政策の一環として明確に位置づけられるようになった。その理論的基盤となった人口政策確立要綱は、戦時の国民動員政策の中でも特にジェンダーの分離が明確にされたものであり、兵力および労働力動員の対象である青少年男性の体力強化によって「人的資源」の「質的」増強を期す一方、その「量的」拡大の源泉として青年女性を「母性」役割に動員するものであった。この人口政策を基盤として「人的資源」の体力向上に関する施策を実施した厚生省の指導方針では、兵力、労働力、「母性」という、「人的資源」の3要素に沿った形で対象者の区分が明示されるようになる。例えば、1942年の体育運動主事事務方打合会で示された「指導方針」では、「之〔国民体育、報告者注〕が対象を階層別に考へるに、先づ国民の下部組織たる町村民の体育から、民族の母胎とも称すべき婦人の体育、勤労大衆、青壯年を対象としたる工場会社の従業員の体育、直接動員に関係ある兵役年齢層の青少年の体育問題等」が「今日直ちに手を下さねばならぬ部面」であるとされた。

#### 4. 対象者の区分の確立と奨励種目

1943年に入ると戦局の激化に伴って男子青少年層の戦技訓練実施に対する要請が一層強まったことや、スポーツ排撃論の高まり、物資の欠乏などに対応するため、体育行政はスポーツを含む奨励種目の整理再編を敢行した。厚生省は、同年5月に発した2つの通牒を通じて、「青年男性」、「青年女性」、「産業人」、「一般国民」という区分と、それに対応した実施目標および奨励種目を示したが、これは、実施対象者の区分と奨励種目の関係が国家によって初めて明確な形で一覧化されたものであった。その内容は、男子学徒に特化してスポーツを冷遇した文部省の「重点主義」に沿いながらも、それ以外の対象には別方針で臨むことをはっきりと示したもとなっていた。これには大日本体育会を通じたスポーツ界の働きかけも少なからず影響していたと考えられる。

こうして、青少年男性に対しては戦技訓練を第一とした鍛錬的種目が、青年女性に対しては「健康な母体」の要請とともに、戦時家庭生活遂行に必要な防空活動的な要素を盛り込んだ運動種目が、産業人には増産に臨む活力の培養と疲労回復の観点から球技を中心とした厚生的種目が、一般の社会人や町内会の実施種目としては訓練と共に慰安を重視したスポーツや遊戯が奨励された。戦争の末期にかけて全体として鍛錬的な傾向を強めつつも、この区分と奨励種目の関係は維持された。厚生省の政策の「実践部隊」と言われた大日本体育会が、「勤労青少年」を対象として、「明るく楽しい」簡易な運動61種目を収めた『厚生遊戯』を1945年5月に刊行したことは、その一つの帰結として捉えられる。

#### おわりに

以上のように、「人的資源」の増強を企図した厚生省の体育政策は、戦時人口政策の一環としての側面を強く有していた。そこでは、多様な人々を人口政策の「人的資源」論における動員の目的に応じて、「青年男性」「青年女性」「産業人」および「一般国民」に区分して、その体力の動員に効果的な種目がそれぞれに奨励された。その中で、スポーツは青年男性では冷遇され、産業人や青年女性の一部で奨励されたのである。

\*参考文献および史料の詳細は当日配布の資料にて示すこととする。

大正末から昭和初めのスキー競技会における  
アルペン競技について  
新井 博（びわこ成蹊スポーツ大学）

はじめに

明治 44 年にオーストリアのレルヒ少佐によりアルペンスキー技術が紹介されると、その技術は高田を中心に全国的に紹介された。しかし、一方で大正時代中頃より北海道大学の学生達を中心にノルウェースキー技術が北海道を中心に広まった。つまり、大正時代中頃より、国内では地方によって違う 2 種類のスキー技術が広まったのである。

スキーが大凡全国的に紹介され、日本体育協会が大正 12 年ノルウェー式ルールによる全国大会である第 1 回全日本スキー選手権大会を小樽で開催すると、ノルウェー技術に長けた北海道や樺太勢が上位を占めた。後も同ルールが毎年地方予選や全日本選手権本戦で採用されたことから、全国で選手達の関心はノルウェー技術に集中した。やはり、昭和 3 年同ルールで開催された冬季オリンピック・サンモリッツ大会に日本選手が初参加すると、惨敗したにもかかわらず、人々のノルウェー技術への関心は一層強くなった。

日本スキー界は、オリンピック大会で優秀な成績を収めるために競技化を促進した。迎えた昭和 7 年の冬季オリンピック・レイクプラシッド大会では 2 度目の参加でありながら、日本はジャンプ 8 位を筆頭に中位に食い込み、下位からの躍進は外国勢を驚かすと同時に国民からの期待も大きくなっていった。

競技スキーにおいてノルウェー技術への関心の高まった一方で、一般の人々によるアルペン技術への影響は大正 12 年から上映された『スキーの驚異』を通じてだけであった。ところが、昭和 5 年主演したシュナイダーが来日して実演や講演をすると、高速プルークターンを特徴としたアルペン技術（アールベルグ技術）は人々の心を一気に捉え、競技スキーに対して山スキーと呼ばれて一般の人々の間で急速に普及した。その後、スキー競技会の種目はノルデック種目の距離とジャンプだけであったが、徐々に大会種目にアルペン種目である滑降や廻転が加わり始め、ついに昭和 12 年以降の全日本スキー選手権の正式種目に仲間入りを果たす。これらの経緯について、競技会とアルペン競技種目の関係で追いかけた研究は存在しない。

今回は、昭和 3 年から昭和 12 年の間に開催された全国レベルの全日本スキー選手権大会、全日本学生スキー大会、明治神宮スキー大会を対象に、滑降や廻転競技が競技種目として競技会で実施される様子について年代を追い明らかにしてみたい。ここでは、全日本スキー連盟の機関誌、県スキー連盟の記念誌、新聞等を資料として利用する。

1. 全日本スキー選手権大会にみるアルペン種目

全日本スキー選手権は最も権威のある統一大会として大正 12 年から毎年開催され、普及が進むにつれて地方予選の範囲は広まり、昭和 7 年には山陰や朝鮮でも開催されている。また、同年から公開競技であるが、アルペン種目である滑降や廻転が大会に登場する。

1) 第 10 回全日本スキー選手権大会・第 6 回明治神宮大会(昭 7 年 2/5-7) 本戦・野沢温泉

予選	樺太豊原・樺太西部・札幌・小樽・東北・秋田・表日本・小千谷・飯山・中部日本・東海・北陸関西・山陰・朝鮮。
----	--

種目	50 km競走,18 km競走,32 km継走,飛躍競技,複合競技(18 km競走,飛躍競技), <u>公開競技(滑走競技,廻転競技,女子 4 km,16 km継走)</u> .
----	---

2)第 12 回全日本スキー選手権大会(昭 9 年 2/9-11.) 本戦・青森県大鱈

予選	樺太西部・樺太東部・名寄・野付牛・旭川・函館・札幌・青森・秋田・岩手・山形・新潟県高田・新潟県小千谷・長野県飯山・長野県菅平・東海・群馬・富山・石川・山陰・朝鮮.
種目	耐久競走 50 km, 長距離競走 18 km, 継走競技 32 km,飛躍競技,複合競技(長距離競走 18 km,飛躍競技), <u>公開競技,(女子滑降競走,女子継走 4 km)</u> .

3)第 14 回全日本スキー選手権大会兼第 8 回神宮ス競技会(昭 11 年 2/9-11.) 本戦・小千谷

予選	樺太(東西聯合)・名寄・旭川・札幌・小樽・後志・青森・山形・秋田・岩手・宮城・福島・栃木・群馬・東京府・東海・長野県菅平・長野県霧ヶ峰・新潟県・富山・石川・福井・京都府・広島・山陰.
種目	耐久競走 50 km,長距離競走 18 km, 継走競技 32 km,飛躍競技,複合競技(長距離競走 18 km,飛躍競技), <u>男子廻転競技,男子滑降競技</u> ,団体競走,軍隊競走, <u>女子滑降競技,女子廻転競技</u> ,団体競走女子.

4)第 15 回全日本スキー選手権大会(昭 12 年 2/9-11.) 本戦・樺太旭ヶ丘・滋賀県伊吹山

予選	樺太・北海道・名寄・旭川・札幌・小樽・後志・函館・東北・秋田・山形・岩手・宮城・福島・栃木・群馬・新潟県小千谷・新潟県高田・長野・東海・富山・石川・近畿・広島・山陰・朝鮮.
種目	耐久競走 50 km,長距離競走 18 km,継走競走 32 km,飛躍競技,複合競技(長距離競走 18 km,飛躍競技), <u>滑降競技,回転競技,滑降廻転複合競技</u> .

2. 全日本学生スキー選手権大会にみるアルペン種目

第 1 回全日本学生スキー選手権大会は学生による最も代表的な全国大会として、昭和 3 年 1/14-16(大鱈)より全日本大学専門学校スキー競技連盟の主権により開催された。しかし、滑降と廻転は漸く昭和 11 年 1/12(米沢)で全日本学生オープン滑降競技大会(3.5 km滑降)として実施され、翌昭和 12 年 1/17.22-24(宮ノ森)の第 10 回大会から正式科目として滑降・廻転・滑降廻転複合が実施されるようになった。

3. 明治神宮体育スキー大会にみるアルペン種目

第 4 回明治神宮体育大会スキー部主催による第 1 回スキー大会は、昭和 3 年 2/11-12(高田)からノルデック種目の距離とジャンプに、男女の滑降を加えて開催された。隔年で開催され昭和 5 年 2/8-9(野沢)の第 2 回大会でも、滑降と廻転が実施されている。昭和 7 年 2/5-7(野沢)の第 3 回大会は全日本スキー選手権と兼ねて開催され、地方予戦大会から本大会まで公開競技として滑降と廻転が実施された。また昭和 9 年 2/3-4(小千谷)の第 3 回大会でも、滑降が実施されている。

まとめ

滑降・廻転種目が開催された時期は、明治神宮大会が最も早く、続き全日本選手権で実施され、最後に全日本学生大会で実施されていることが確認された。

## 1980年モスクワオリンピックをめぐる国歌国旗廃止案

黒須 朱莉（びわこ成蹊スポーツ大学）

表彰式における国旗掲揚や国歌吹奏、国旗を掲げながらの入場行進は、オリンピックにおける儀礼として馴染みのあるものである。しかし、国際オリンピック委員会 (IOC) の関連会議では国歌国旗を用いた儀礼を廃止しようとする案が 1953～1974 年まで継続的に審議されてきたことが明らかになっている<sup>1)</sup>。

1953～1968 年までオリンピックにおける国歌国旗の廃止を主導したのは、第 5 代 IOC 会長アベリー・ブランデーであった。オリンピックを「商業主義や政治主義」から断固として守り抜く必要があると考えていた<sup>2)</sup>ブランデーは、オリンピックにおける過剰なナショナリズムを抑制するため、1953 年から国歌の廃止を IOC の関連会議で提案し、1960 年からは国旗の廃止についても主張し始める。そして、1965 年には国歌国旗両者の廃止案を IOC 総会に正式に提案する。

このブランデーを中心とした国歌国旗廃止案は、多数の国内オリンピック委員会 (NOC) の代表者と社会主義諸国出身の IOC 委員から反対を受け続けたが、1963 年の国歌の廃止案に対しては国際競技連盟 (IF) の賛同を獲得し、1968 年の第 67 回 IOC 総会では国歌と国旗の両者を廃止する提案に過半数を占める IOC 委員が賛成票を投じるようになった。しかし、「オリンピック憲章」で定められていた国歌国旗の使用規定を変更するためには IOC 総会で 3 分の 2 以上の IOC 委員の支持を得る必要があったため、1968 年の IOC 総会では改訂するには至らなかった。

国歌国旗廃止論者ブランデー退任後、第 6 代 IOC 会長となったのはロード・キラニンであった。このキラニン会長期における 1973～1974 年にも「オリンピック憲章」改訂における事案として国歌国旗廃止案は引き続き位置付けられることになる。しかし IOC 委員から提起された国歌国旗廃止案に対し、1973 年の IOC 理事会では廃止案を IOC 総会の審議にかけるか否かについては、同年 1973 年の第 10 回オリンピック・コンGRESSにおける NOC と IF 代表者の意見を踏まえて判断することを決定する。

第 10 回オリンピック・コンGRESSが開幕すると、社会主義諸国に属する NOC とその出身者である IF の代表者らは国歌国旗廃止案に対して反対を唱え、資本主義諸国に属する代表者たちは賛成及び中立的立場を主張したが、廃止案に対して声を上げた大多数は反対の見解を表明する立場の者たちであった。コンGRESSの閉会スピーチでキラニンは国歌国旗の廃止を支持する立場であることを明確にしつつも、コンGRESSにおいて表明された多数の意見を尊重するという民主的な判断を行うことを表明した。

そして、コンGRESS後に開催された 1974 年の IOC 理事会では、キラニンによって国歌の演奏の短縮案が主張されつつも現状を維持することが示され、国歌国旗廃止案は IOC 総会の審議の俎上に挙げられないことが決定される。更に、その後同年の IOC 総会では、「オリンピック憲章」改訂に関する専門委員会の検討結果として、大多数の IOC 委員は従来の国歌国旗の使用を支持しているとの報告がなされた。

以上の展開から明らかなのは、反対を受けつつも継続的に国歌国旗廃止案を提起し、

強力な主導性を発揮しながら廃止案の展開を牽引したブランデーと比べて、キラニン会長による国歌国旗廃止に向けた主導性は弱かったということである。この背景には、NOC と IF の影響力が増大するなかで、1973 年以降キラニンによる民主的なオリンピック・ムーブメントの運営方針によって両組織の意見がより重みをもつようになったという状況の変化が存在した。そのようななかで、コンGRESでは社会主義諸国の代表者たちを中心にして国歌国旗の継続の主張が表明されるとともに、IOC 委員もその大半が反対の意思を表明することとなり、かくして国歌国旗廃止案は IOC 総会の審議事項から消滅することになったのである。つまり、ブランデー期の国歌国旗廃止案はここで一旦終焉を迎えたと考えられる。

では、1975 年以降 IOC における国歌国旗廃止案はどのような展開をみせたのだろうか。本発表では従来のオリンピックを対象とした研究や文献<sup>3)</sup>のなかで跡付けられている国歌国旗廃止に関する諸事実を整理した上で、1980 年のモスクワオリンピックに焦点を当てる。そして 1974 年までの国歌国旗廃止案との連続性を視野に入れながら、モスクワ大会に対するボイコット運動を背景に再燃した国歌国旗廃止に関する提案や議論を明らかにすることで、1975 年以降の国歌国旗廃止案の展開の一側面を明らかにしたい。用いる主たる史料は、IOC 理事会、IOC 総会の議事録である。

---

1) 黒須朱莉「IOC における国歌国旗廃止案の審議過程（1953-1968）ーアベリー・ブランデー会長期を中心にー」『一橋大学スポーツ研究』第 31 号、一橋大学スポーツ科学研究室編、2012 年、39-46 頁。「IOC における『完全な国歌国旗廃止案』の消滅（1973-1974）」『一橋大学スポーツ研究』第 33 号、一橋大学スポーツ科学研究室編、2014 年、61-71 頁。

2) Otto Schantz, “The presidency of Avery Brundage (1952-1972)”, IOC, *International Olympic Committee One Hundred Years, The Idea -The Presidents -The Achievements Vol. II*, 1995, p. 83.

3) John Hoberman, *The Olympic Crisis: Sport, Politics and the Moral Order*, Aristide D. Caratzas, Publisher New Rochelle, New York, 1986. 清川正二『スポーツと政治 オリンピックとボイコット問題の視点』ベースボール・マガジン社、1987 年。林勝龍・真田久「台湾におけるオリンピック代表団の名称変化に関する研究」『いばらき健康・スポーツ科学』第 25 号、2007 年、21-30 頁。



2016 年度 体育史学会 第 5 回学会大会

プログラム・発表抄録集

2016 年 5 月 1 日 印刷

2016 年 5 月 1 日 発行

発行者 大熊廣明

発行所 体育史学会

〒245-8650 横浜市泉区緑園 4-5-3

フェリス女学院大学国際交流学部

和田浩一研究室内

Tel : 045 (812) 4287

[taiikushi\\_office@taiikushi.org](mailto:taiikushi_office@taiikushi.org)

印刷所 株式会社コームラ

〒501-2517 岐阜県岐阜市三輪ぷりんとぴあ 3

Tel : 058 (229) 5858 (9 : 00-17 : 30)